

令和6年度 北秋田市測量及び建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査申請書 提出書類一覧

提出書類の記載事項は、申請日現在の状況を記載してください。ただし、申請後に内容変更が生じた場合は、速やかに変更を届け出てください。

(1) 提出部数及び綴じ方

提出部数は1部とし、(2)の提出書類一覧の順に並べ、A4の長辺に穴をあけ、綴りひも又は綴じ具を用いて提出してください。

(2) 提出書類一覧 (○：必須、△：該当する場合のみ、－：不要)

※証明書類は、提出時において発行から3か月以内のものを提出してください。

No.	書類の名称	様式	内容	提出区分	
				市内	市外
1	測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	様式1	秋田県登録の有無欄も必ず記載すること	○	○
2	入札参加資格認定希望業務種別調書	様式2		○	○
3	業態調書(コンサルタント等)	様式3		○	○
4	支店(営業所)調書	様式4	支店(営業所)等での登録を希望する場合提出	△	△
5	委任状	任意様式	契約権限を営業所長等に委任する場合に提出	△	△
6	技術者経歴書	様式5	※1～※3	○	○
7	使用印鑑届	様式6		○	○
8	測量等実績書	参考様式あり (任意様式で提出可)	※申請する業務(測量、建築コンサル、土木コンサル、地質調査、補償コンサル、環境調査)ごとに作成	○	○
9	営業に関し法律上必要とする登録証明書		※1～※3 写しを提出	○	○
10	財務諸表		※1～※3 【法人】 直近1年度分の貸借対照表、損益計算書 【個人】 直近1年度分の貸借対照表、損益計算書または確定申告書(内訳書等含む)の写し ※マイナンバーの記載があるものは黒で塗りつぶして提出	○	○
11	納税証明書		未納がないことの証明 ①市内に本社又は営業所を置く事業者 市税(北秋田市)、県税(秋田県)、国税 ※代表者個人の納税証明書は不要 ②県内に本社又は営業所を置く事業者 県税(秋田県)、国税 ③県外事業者 国税 ※国税は電子納税証明書の写し可	○	○
	納税状況確認同意書		納税状況確認同意書様式	△	－

			※市内本社は代表者個人の同意書を提出してください。		
12	特別徴収実施状況申告書	特別徴収実施状況報告書様式		○	—
13	誓約書		誓約書 ※要押印	○	○
14	法人市民税の確定申告書		確定申告書の写し ※市内に支店（営業所）を置く場合に提出	△	△
15	登記簿謄本		※1～※3 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	△	△

※その他、必要に応じて申請に必要となる資料等を追加で求める場合があります。

※赤字部分は内容に変更・追加した箇所になります。

【提出の省略】

※1 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「6. 技術者経歴書」、「15. 登記事項証明書（写しでも可）」、「9. 登録証明書等（写しでも可）」及び「10. 財務諸表類（1年分）」の書類の提出を省略できます。

また、申請者が土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「6. 技術者経歴書」、「15. 登記事項証明書（写しでも可）」、「9. 登録証明書等（写しでも可）」及び「10. 財務諸表類（1年分）」の書類の提出を省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての「6. 技術者経歴書」を提出してください。

※2 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※3 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。